

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制定 昭和 28 年 4 月 1 日条例第 35 号
最近改正 平成 25 年 9 月 30 日条例第 115 号

（設置）

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関 | 担当事務 |
|--------------|----------------|--|
| 市長 | 大阪市鉄道ネットワーク審議会 | 市長の諮問に応じ、本市における鉄道ネットワークの整備の在り方についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年大阪市条例第 35 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、大阪市鉄道ネットワーク審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 3 名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第 6 条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 8 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、都市計画局及び交通局において処理する。

(施行の細目)

第 10 条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大阪市鉄道ネットワーク審議会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付において、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の定員は10名とします。受付は会議開催予定時刻の30分前から先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、審議会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。

4 報道機関の特例

- (1) 報道機関の傍聴については、必要に応じて記者席を設けるものとします。
- (2) 報道機関からの取材等の申し入れがある場合の会場内の写真撮影及び録画については、会長又は事務局の指示に従っていただきます。
- (3) 取材中は必ず自社腕章、社員（記者）証、又は「市政記者カード」のいずれかを見えやすいところに着用してください。腕章等を着用しない方の入室はお断りすることがありますのでご注意ください。